

# マイナンバーカード 利用のご案内

松江市 市民課マイナンバーカード交付促進室

マイナンバーカードは、社会保障や税分野等でマイナンバー（個人番号）の提示が必要なとき、国や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、マイナンバーと身元を証明する書類としてご利用いただけます。その他の場面でも、顔写真付き身分証明書として広くご活用できます。

また、マイナンバーカードのICチップに搭載される電子証明書により、コンビニエンスストアなどでの証明書の取得、行政手続きのオンライン申請（e-Taxによる確定申告等）、医療機関での健康保険証としての利用等も可能になります。

## 1 ショッピングセンターやコンビニエンスストアで取得できる各種証明書

取得できる証明書	取得できる場所 (松江市内の例)	利用時間
<ul style="list-style-type: none"><li>・住民票の写し(同一世帯員全て)</li><li>・印鑑登録証明書(本人のみ)</li><li>・所得証明書(本人のみ)</li><li>・課税証明書(非課税証明書)(本人のみ)</li><li>・戸籍謄本(全部事項証明書)</li><li>・戸籍抄本(個人事項証明書)</li></ul> <p>*戸籍謄本・抄本は、本籍地が松江市の方のみ利用いただけます。持ち主を含めて同じ戸籍に在籍する人が取得できます。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・イオン松江ショッピングセンターのサービスカウンター</li><li>・マルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・イオン松江ショッピングセンターの営業時間内</li><li>・各コンビニエンスストア</li></ul> <p>平日・休日問わず6時30分～23時00分</p> <p>*戸籍の証明は 8時30分～17時15分</p> <p>*年末年始(12月29日～1月3日)は利用いただけません。</p>

## 2 マイナンバーカードの有効期間

18歳以上の方は発行日後10回目の誕生日まで、18歳未満の方は発行日後5回目の誕生日までとなります。マイナンバーカードの更新は、有効期間内に申請が必要です。有効期間の満了の3か月前から更新の申請ができます。申請はスマートフォンなどで、ご自身で申請いただけるほか、松江市ではイオン松江ショッピングセンター1階マイナンバーカード窓口、市役所本庁市民課マイナンバーカード窓口、各支所市民生活課でも申請いただけます。

## 3 引越等に伴うマイナンバーカードの券面情報の変更

引越や婚姻等でマイナンバーカードの券面記載事項が変更となった場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、マイナンバーカードを住民票のある市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。松江市では市役所本庁市民課届出窓口、各支所市民生活課で手続きいただけます。

## 4 マイナンバーカード紛失等の場合

マイナンバーカードを無くした場合には、すぐに以下の電話番号に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。(紛失等の場合は24時間365日対応)

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) 0120-95-0178
  - ・個人番号カードコールセンター(有料) 0570-783-578(繋がらない場合には050-3818-1250)
- あわせて住民票のある市区町村の窓口で紛失等の届出を行ってください。
- ・市役所市民課マイナンバーカード交付促進室(有料) 0852-55-5560

(裏面もお読みください)

なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行えます。

マイナンバーカードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。その際、紛失の場合は警察署等から出される遺失物届の番号を、焼失の場合は消防署等から出される罹災届をお持ちください。また、著しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。なお、紛失等に伴う再交付の際には住民票のある市区町村が定める手数料がかかります。

松江市の再交付手数料は1,000円です。

## 5 電子証明書の有効期間と更新

電子証明書の有効期間は、原則として発行日後5回目の誕生日までとなります。ただし、マイナンバーカードの有効期間が満了した場合、電子証明書の有効期間も切れることになります。

電子証明書は、有効期間の満了の3か月前から更新を行うことができます。住民票のある市区町村の窓口で申請してください。

松江市では、イオン松江ショッピングセンター1階マイナンバーカード窓口、市役所本庁市民課マイナンバーカード窓口、各支所市民生活課で申請いただけます。

## 6 署名用電子証明書の引越等に伴う失効

引越や婚姻等により氏名、住所等に変更が生じた場合、署名用電子証明書（暗証番号が英字大文字・数字混じりで6文字以上のもの）は記載事項に変更が生じることから自動的に失効します。転入届や婚姻届等の提出の際に併せて、新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。なお、利用者証明用電子証明書（暗証番号が数字4桁のもの）は、氏名、住所等を記載事項としないことから引越や婚姻等によっても失効しません。

## 7 マイナンバーカードの管理とパスワードの扱い

マイナンバーカードは紛失、盗難等のないよう大切に取り扱いってください。また、物理的な力が加わること、高温化での保管、磁気を発するものと一緒に保管をする等は磁気不良となる場合がありますのでご注意ください。マイナンバーカード交付時に磁気に問題のないことを確認してお渡ししていますので、磁気不良となった場合は、再交付手数料（1,000円）をお客様にご負担していただけます。

マイナンバーカードに設定したパスワードは他人に知られないように十分注意してください。なお、パスワードを忘れた場合、住民票のある市区町村の窓口で本人確認を行ったうえで、再度設定していただく必要があります。

署名用電子証明書の場合は5回、利用者証明用電子証明書の場合は3回、パスワードを連続して誤ると、電子証明書が利用できなくなりますので注意してください。ロックの解除は住民票のある市区町村の窓口で申請する必要があります。

松江市では、イオン松江ショッピングセンター1階マイナンバーカード窓口、市役所本庁市民課マイナンバーカード窓口、各支所市民生活課で申請いただけます。

## 8 ご不明な点は

松江市 市民課マイナンバーカード交付促進室 まで、お問合せください。  
電話 55-5560（平日9時～17時）